第 507 回岡山地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和6年7月3日(水曜日)午前10時00分~

2 場 所 岡山市北区桑田町 1 - 36

岡山地方合同庁舎 3階会議室

3 出席者 公益代表委員 片山裕之

益 田 佐和子 横 山 純 子 米 山 毅一郎

労働者代表委員 淺山里奈

小 橋 政 次 高 山 伸 男 西 﨑 知 佳 村 上 達 哉

使用者代表委員 石 黒 和 之

鶴海元錦織勝輝西谷治朗山本哲司

事務局 岡山労働局長 森 實 久美子

労働基準部長政木隆一賃金至長大村典代賃金指項中本弘一監察監督官取訪雅浩労災補償監察官木村弘之

4 議事

中本指導官

ただ今から第 507 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。 本日の審議会は公開にて行います。

冒頭、お断りを 1 点申し上げます。 5 月 1 日から 10 月末までは、 クールビズを励行しております。

事務局等の服装に、御理解をいただければと思います。

最初に委員の御紹介をいたします。

第 57 期委員の方におかれましては、昨年度から 2 年の任期でございます。よろしくお願いいたします。

委員の方は、昨年度と変わりはございませんが、本日は、今年度 最初の審議会ですので、委員全員を御紹介いたします。本日御出席 の委員の方々の名前をお呼びしますので、着座したまま一礼をお願 いいたします。

まずは、公益委員の益田会長でございます。

片山会長代理でございます。

横山委員でございます。

米山委員でございます。

続きまして、労働者代表委員の西崎委員でございます。

淺山委員でございます。

高山委員でございます。

村上委員でございます。

続きまして、使用者代表委員の西谷委員でございます。

錦織委員でございます。

鶴海委員でございます。

石黒委員でございます。

山本委員でございます。

なお、公益委員の岡山委員につきましては、本日御都合がつかず 欠席されております。また、労働者側委員の小橋委員につきまして は、本日遅れての御参加予定となっております。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。

岡山労働局長の森實でございます。

労働基準部長の政木でございます。

賃金室長の三村でございます。

監察監督官の諏訪でございます。

監察官の木村でございます。

私は、賃金指導官の中本でございます。どうぞ、よろしくお願い いたします。

続きまして、定足数の確認について御報告申し上げます。

本日は、公益代表の岡山委員が欠席されておりまして、労働者代

表の小橋委員が現時点で出席はされておりませんが、委員 13 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令の定足数である 3 分の 2 以上又は公労使各委員の 3 分の 1 以上の出席の条件を満たしていることを御報告いたします。

それでは、本日、御審議いただく事項について説明いたします。

- 1 岡山県最低賃金の改正決定について(諮問)
- 2 特定最低賃金の改正決定の申出について
- 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
- 4 今後の審議日程について
- 5 その他

でございます。

議題に入る前に、岡山労働局長の森實から、御挨拶申し上げます。

森實局長

本年4月1日付けで岡山労働局長に就任しました森實でございます。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、暑い中、岡山地方最低 賃金審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

公労使各委員の皆様におかれましては、丁寧で円滑な審議に御尽力いただいておりますこと、また、昨年度に引き続き、6月に実施いたしました県内2事業場の企業視察に御対応をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、6月25日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、 地域別最低賃金額改定の目安諮問が行われたことを受けまして、地 方においても改正決定の諮問を行うこととなり、本日の審議会を開 催することとなりました。

最低賃金は労働者のセーフティネットとして、とりわけ、非正規 雇用労働者など、不安定な雇用状況の下で働かれている労働者の賃 金をはじめとする労働条件の改善を図る施策として政府の中で大変 重要な位置を占めているものでございます。

委員の皆様方には、今後の審議過程において大変御苦労をおかけ する場面も多々あるかと思いますが、審議が丁寧かつ円滑に行われ ますよう、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。

中本指導官

これより議事に移ります。益田会長よろしくお願いいたします。

益田会長

今年度も引き続き議事進行を務めさせていただきます。

皆様の御協力よろしくお願いします。

本日の審議会は、公労使の三者が揃い公開としています。

ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その 部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると 考えますので非公開とします。

議事に入ります前に、6月13日に実施しました企業視察について、お忙しい中、事業場推薦に御尽力いただいた労働者側委員の方、また使用者側委員の方、そして調整いただいた事務局にお礼を申し上げます。大変有意義な視察となり、これから始まります最低賃金審議の参考となりました。ありがとうございました。

続いて、本年度の議事録の署名人を決めておきたいのですが、審議会運営規程第7条では「議事録には、会長及び会長の指名した委員2名が署名するものとする。」となっております。

労側と使側から各1名お願いしたいので、労側は西崎委員、使側は西谷委員に署名人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

益田会長
それでは、両委員には、よろしくお願いします。

それでは、議題(1)の「岡山県最低賃金の改正決定(諮問)」に ついてです。事務局から説明をお願いします。

三村室長 岡山県最低賃金の改正決定については労働局長の諮問ですので、 諮問文を森實局長から会長へお渡しした後、私から諮問文を代読さ せていただきます。

> (局長より会長に諮問文手交) (事務局より、諮問文の写しを各委員に配付)

三村室長 諮問文を代読させていただきます。

(諮問文読み上げ)

三村室長 この諮問につきまして、森實局長から説明申し上げます。

森實局長 ただ今、岡山県最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきました。

今年度の最低賃金にかかる政府方針について、6月25日、中央最低賃金審議会への目安諮問時において、武見厚生労働大臣は、「今年の賃上げの状況、物価の動向、企業の業況など、最低賃金法に定める3要素のデータに基づき真摯な議論をお願いしたい。」と述べられ

ています。

また、賃金と物価の好循環を実現する社会的機運などを背景に、 春季労使交渉の賃上げ率は、1991 年以来 33 年ぶりの高い伸び率と なっていること。

一方、この賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業にも波及させていくには、最低賃金による底上げも必要であること。

政府としては、最低賃金を含めた賃金引上げに向けて、「適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進」「中小企業の生産性向上支援策の推進」などを強力に後押ししていくと述べられているところです。

さて、県内の雇用情勢をみますと、令和6年5月の有効求人倍率は、1.45倍で、令和6年4月に比べ、0.01ポイント低下したものの、依然として全国平均を上回っていることから、人手不足感が続いている状況です。

一昨日、日銀岡山支店から発表されました「岡山県金融経済月報」によりますと、概況として「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている。」とされております。

また、岡山財務事務所による6月13日発表の「法人企業景気予測調査」によれば、4月~6月の景況判断BSIは、マイナス7.5%ポイントと「下降」超幅が拡大しているとしており、7月~9月の先行き見通しは、プラス7.5%ポイントと「上昇」超に転じる見通しとなっております。

エネルギー価格や原材料費の高騰が長期化するなど、引き続き予断を許さないところですが、県内の企業活動と、物価上昇、労働者の実情も十分に踏まえた御審議をお願いいたします。

益田会長

ただ今、局長から今年度の改正決定の諮問がありましたが、皆様から何か御意見などございませんか。

(特になし)

益田会長

それでは、労使委員の皆様におかれましては、諮問文の「経済財政 運営と改革の基本方針 2024」などへの配慮及び県内の企業活動と労 働者の実情を十分踏まえて、改正決定に向けて調査審議を進めてい くこととします。

次に、岡山県最低賃金の専門部会設置に関する事務手続について、 事務局から説明してください。

三村室長

規定によりまして、本日付けで専門部会の設置のための労使代表委員の推薦及び改正にかかる意見聴取について公示することとしま

す。

本年度も、できるだけ早い時期での効力発生予定に合わせて審議 時間を確保したいと思います。

従いまして、委員の推薦期限及び意見書の提出期限につきましては、3週間後の7月24日水曜日となります。よろしくお願いいたします。

益田会長

ただ今の説明について、労使の皆さんから御意見等ございますで しょうか。

(特になし)

益田会長

次に、議題(2)「特定最低賃金の改正決定の申出」について、事 務局から説明してください。

三村室長

特定最低賃金の改正決定の申出につきましては、令和5年度に岡山県内に設定されております7業種全てについて6月末日までに申出書が提出されています。

提出された申出状況を資料に取りまとめておりますので説明いた します。

資料 2を御覧ください。「令和6年度 特定最低賃金改正に関する申出一覧表」でございます。

平成 25 年度の第 448 回審議会において、特定最低賃金名を略称で取り扱う旨確認されておりますので、略称にて申し上げます。

岡山県耐火物製造業最低賃金

岡山県鉄鋼業最低賃金

岡山県一般機械器具製造業最低賃金

岡山県電気機械器具製造業最低賃金

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金

岡山県船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金

岡山県各種商品小売業最低賃金

この7業種の最低賃金改正の申出がそれぞれなされております。

益田会長 労働者側の委員の方、ただ今の報告に間違いございませんか。

労側委員 間違いありません。

益田会長

現行7業種の特定最低賃金について、改正の申出があったことを 当審議会として確認いたします。

続きまして、議題(3)「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無

(諮問)」について、事務局から説明をお願いします。

三村室長

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、局長は、「申出を受理し、その申出が必要な要件を満たしている場合、原則として、当該決定等の必要性の有無について最低賃金法第15条第2項の規定により審議会に意見を求める」(諮問)とされています。

申出のあった7業種は、2業種が「労働協約ケース」、5業種が「公正競争ケース」となっており、それぞれの申出要件であります「労働協約ケース」は、「当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものに適用されているもの」、「公正競争ケース」は、「同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の合意により行われた申出」と認められ、いずれも改正の申出要件を満たしていることから、「改正決定の必要性の有無」について、本審議会に諮問をさせていただくことといたしました。

労働局長による諮問ですので、諮問文を森實局長より会長へお渡 しした後、私の方で諮問文を代読させていただきます。

(局長より会長へ諮問文手交) (事務局より、諮問文の写しを各委員に配付)

三村室長
それでは諮問文を代読いたします。

(諮問文読上げ)

三村室長 この諮問につきまして、森實局長から説明申し上げます。

森實局長

岡山県内の7業種の特定最低賃金につきましては、先ほど事務局より説明しましたとおり、全業種から改正決定の申出があったこと、また申出の要件が具備されていたことから、「改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただきました。

特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブ発揮により 設定されるものであり、県内の各産業の実態を十分踏まえた、丁寧 で円滑な御審議を行っていただくことで、全会一致による結論が得 られますよう、よろしくお願いいたします。

益田会長

ただ今、労働局長から、7業種の特定最低賃金について、「改 正決定の必要性の有無」の諮問がありました。

この必要性の有無については、令和3年度以降、7業種の専門部会において、労使のイニシアティブのもと丁寧に審議してまいりました。今年度の審議方法については、次回審議会において、中賃の

目安額が示された段階で検討したいと考えておりますが、いかがで しょうか。

(同意する声)

益田会長それでは、次回審議会でよろしくお願いします。

議題(4)「今後の審議日程について」、事務局より説明してください。

三村室長 審議日程について説明します。

目安額については、中央最低賃金審議会の目安小委員会において、 7月下旬頃には取りまとめられ、答申が行われる予定です。それを 受けて次回の審議会を開催いたします。日程につきましては改めて ご連絡させていただきます。御協力をお願いします。

益田会長 議題(5)「その他」ですが、事務局から何かありますか。

三村室長 2点、御報告がございます。

6月11日、全国労働組合総連合中国ブロック協議会及び岡山県労働組合会議の連名により「最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請」の提出がございました。

また、6月13日付けで、岡山弁護士会より「最低賃金の大幅引上げを求める会長声明」が送付されています。いずれも回覧させていただきます。よろしくお願いします。

益田会長 委員の皆様からは何かございますでしょうか。

(特になし)

益田会長 なければ、これをもちまして第 507 回岡山地方最低賃金審議会を 終わります。

皆様お疲れ様でした。